

### 第3 外部監査の結果

#### 1. 補助金について

青森県から青森県社会福祉協議会（以下、「県社協」と略す。）に対する補助金の平成13年度から平成15年度までの推移は以下のとおりである。

（単位：千円）

補助事業名	補助対象経費	始期年度	終期年度	終期年度	区分	15年度補助率	県補助金収入		
							15年度	14年度	13年度
青森県社会福祉協議会補助金	常勤役員の人件費及び福祉活動指導員の人件費	S27	無		県単	県10/10	42,974	47,223	52,116
福祉活動指導員設置費補助金	福祉活動指導員及び事務職員の人件費及び旅費	S41	無		県単	県10/10	22,400	22,176	22,056
社会福祉事業助成費補助金 (県ボランティアセンター活動事業費)	県ボランティアセンターが行うボランティアの育成・援助事業を行うために要する経費	H6	無		国庫	国 1/2 県 1/2	14,490	16,100	16,100
社会福祉事業助成費補助金 (町村ボランティアセンター活動事業費)	町村ボランティアセンターが行うボランティアの育成・援助事業を行うために要する経費	H11	無		国庫	国 1/2 県 1/2	6,360	6,531	6,464
社会福祉事業助成費補助金 (社会福祉施設経営指導事業費)	福祉施設経営指導事業を行うために必要な経費	H4	無		国庫	国 1/2 県 1/2	8,023	8,170	8,170
社会福祉事業助成費補助金 (地域福祉総合推進事業費)	市町村社協が行う在宅福祉サービスの指導及びふれあいのまちづくり事業の支援等を行うために要する経費	H6	無		国庫	国 1/2 県 1/2	2,790	3,100	3,100
社会福祉事業助成費補助金 (ふれあいのまちづくり事業費)	市町村社協がふれあいのまちづくり事業を実施するために要する経費	H3	有	H17	国庫	国 1/2 県 1/2	13,800	22,998	38,996
民生委員研修活動事業費補助金	全国民生委員大会への派遣旅費及び研修経費	H13	無		国庫	国 450 県 450 県 100	1,000	1,100	600
地域福祉権利擁護事業費補助金	県社協が地域福祉権利擁護事業を行うために要する経費	H11	無		国庫	国 1/2 県 1/2	49,920	55,833	60,354
福祉サービス苦情解決事業費補助金	県社協が福祉サービス苦情解決を行うために要する経費	H12	無		国庫	国 1/2 県 1/2	11,012	11,915	12,662
その他							-	1,000	3,610
生活福祉資金貸付事業費補助金	生活福祉資金貸付事業により貸付ける生活福祉資金の財源	S30	無		国庫	国 2/3 県 1/3	0	36,000	54,000
生活福祉資金貸付事務費事業費補助金	生活福祉資金貸付事業の実施に要する事務費	S30	無		国庫	国 1/2 県 1/2	20,461	22,744	16,288
離職者支援資金事業費補助金	離職者支援資金貸付事業により貸付ける離職者支援資金の財源	H13	無		国庫	国 2/3 県 1/3	0	760,000	240,000
離職者支援資金貸付事務費事業費補助金	離職者支援資金貸付事業の実施に要する事務費	H13	無		国庫	国 1/2 県 1/2	0	10,192	12,840
補助金合計							193,230	1,025,082	547,356

（注）県社協の決算書では、補助金と返還額を両建経理しているが、本表では純額で表示している。

以下、各補助金の概要と監査結果を記載する。

#### 1.1 青森県社会福祉協議会補助金

##### (1) 概要

県社協が平成11年4月8日社援第984号厚生省社会・援護局長通知「社会福祉協議会企画指導員、福祉活動指導員及び福祉活動専門員設置要綱」に基づき、福祉活動指導員を設置する事業を交付の対象とする。この補助金は県単の補助金で、県社協専務理事人件費及び福祉活動指導員人件費を補助対象経費としている。

この補助金は、次に記載する福祉活動指導員設置費補助金と併せて、県社協本部事務局人件費の全体をカバーする機能を果たしている。

なお、平成13年度の当該補助金52,116千円の中には、生活支援型在宅サービス推進事業費等、人件費以外に対する補助金2,653千円が含まれている。

##### (2) 監査の結果

平成15年度の補助金交付要綱、事業実績報告書を閲覧し、また、補助対象者の平成15年度人件費集計結果と組織図、資金収支決算内訳書（法人運営事業）との突合を行った結果、特に指摘すべき事項はない。

#### 1.2 福祉活動指導員設置費補助金

##### (1) 概要

県社協が平成11年4月8日社援第984号厚生省社会・援護局長通知「社会福祉協議会企画指導員、福祉活動指導員及び福祉活動専門員設置要綱」に基づき、福祉活動指導員を設置する事業を交付の対象とする。

この補助金は以前は国庫補助対象の補助金であったが、数年前から地方交付税の算定対象に変更され、県単の補助金となった。補助対象経費の大部分は福祉活動指導員の人件費であるが、一部、旅費、需用費等が含まれている。

##### (2) 監査の結果

前記の青森県社会福祉協議会補助金と併せて平成15年度の補助金を検討した結果、特に指摘すべき事項はない。

#### 1.3 社会福祉事業助成費補助金

この補助金は国庫補助対象で、社会福祉事業助成費補助金交付要綱に従って交付される。補助対象事業は下記の5つである。

- ① 県ボランティア活動事業費
- ② 町村ボランティア活動事業費
- ③ 福祉施設経営指導事業費
- ④ 地域福祉総合推進事業費
- ⑤ ふれあいのまちづくり事業費

以下に、各事業の概要を記載する。

(1) 県ボランティア活動事業費

① 概要

補助対象事業は、平成13年8月10日社援第1391号社会・援護局長通知の「ボランティア振興事業実施要領」に基づき、県社協が行う事業である。具体的には、県ボランティアセンターがボランティアの育成・援助事業を行うために必要な給料、職員手当、共済費、需用費、役員費、委託料、補助金等を補助対象経費としている。

平成15年度の補助金の額は、14,490千円であった。

② 収支の内容

一般会計の「ボランティア活動事業」経理区分の資金収支は次のとおりである。

(単位：円)			
人件費支出	2,367,140	県ボランティアセンター 事業費補助金収入	14,490,000
事務費支出	18,690	市町村ボランティアセンター 活動費補助金収入	6,360,000
事業費支出(注1)	8,296,236	ボランティア・NPO交流事業 業務受託金収入	1,947,000
助成金支出(注2)	14,675,000	事業収入	2,640,400
負担金支出	32,000	経理区分間繰入金収入	500,000
経理区分間繰入金支出	214,434		
固定資産取得支出	333,900		
資金支出合計	<u>25,937,400</u>	資金収入合計	<u>25,937,400</u>

(注1)【事業費支出の内訳】

諸謝金	755,000
旅費交通費	1,191,480
消耗品費	906,712
器具什器費	639,870
印刷製本費	2,380,557
通信運搬費	1,092,797
会議費	388,667
広報費	232,700
手数料	192,200
損害保険料	26,400
貸借料	405,753
業務委託費	84,100
事業支出合計	<u>8,296,236</u>

(注2)【助成金支出の内訳】

ボランティア推進校事業助成支出	6,480,000
ボランティア活動安心 事業助成金支出	1,085,000
市町村ボランティアセンター 事業助成金支出	6,360,000
福祉教育推進モデル 事業助成金支出	750,000
助成金支出計	<u>14,675,000</u>

③ 監査の結果

補助金交付要綱、実績報告書等を閲覧し内容を検討した。また、ボランティア推進校事業助成金、ボランティア活動安心事業助成金については、実施要綱や助成金から提出された実施報告書を閲覧した結果、特に指摘すべき事項はない。

(2) 町村ボランティア活動事業費

① 概要

補助対象事業は、平成13年8月10日社援第1391号社会・援護局長通知の「ボランティア振興事業実施要領」に基づき、市町村社会福祉協議会(以下、「市町村社協」という。)が行う事業の実施に要する経費に対し、県社協が助成する事業である。

この補助金は、町村ボランティアセンターがボランティアの育成・援助事業を行うために必要な経費に係る基準額の3分の2を補助する(補助率は国2分の1、県2分の1)もので、平成15年度は6,360千円の補助金の交付を受け、下田町、名川町及び黒石市の3市町村社会福祉協議会に対して6,360千円の助成金を交付した。

② 監査の結果

県から県社協に対する補助金交付要綱、実績報告書を閲覧し、また、県社協から市町村社協に対する実施要綱、実績報告書等を閲覧した結果、特に指摘すべき事項はない。

(3) 福祉施設経営指導事業費

① 概要

補助対象事業は、平成2年7月31日社施第104号社会局長通知の「福祉施設経営指導事業実施要領」に基づき、県社協に組織された青森県社会福祉施設経営者協議会が行う事業である。

② 監査の結果

補助金交付要綱、実績報告書を閲覧し、内容を検討した結果、特に指摘すべき事項はない。

(4) 地域福祉総合推進事業費

① 概要

補助対象事業は、平成13年8月10日社援第1391号社会・援護局長通知の「地域福祉推進支援事業実施要領」に基づき、県社協が行う事業である。具体的には、市町村社協の活動の活性化に向けた支援、ふれあいのまちづくり事業の支援、啓蒙、民間福祉サービス事業者等の地域福祉活動への参画を図る事業等を実施するために必要な経費を補助対象経費としている。

② 監査の結果

補助金交付要綱、実績報告書を閲覧し、内容を検討した結果、特に指摘すべき事項はない。

(5) ふれあいのまちづくり事業費

① 概要

補助対象事業は、平成13年8月10日社援第1391号社会・援護局長通知の「ふれあいのまちづくり事業実施要領」に基づき、市町村社協が行う事業の実施に要する経費に対し、県社協が助成する事業である。1箇所当りの基準額の3分の2を国と県が各2分の1補助するものである。

平成15年度は、県社協の補助金収入は13,800千円であり、今別町、鶴田町及び十和田湖町の3町に対して、合計13,800千円の助成金が交付されている。

② 監査の結果

補助金交付要綱、実績報告書を閲覧し、また、市町村社協から提出された実績報告書を閲覧し内容を検討した結果、特に指摘すべき事項はない。

1.4 民生委員研修活動事業費補助金

(1) 概要

民生委員の資質の向上を図るため、全国民生委員・児童委員大会に青森県の民生委員・児童委員を派遣するために要する経費及び県社協が行う民生委員研修事業に要する経費に対する補助金である。

平成15年度の補助金交付額は1,000千円であり、国及び県各2分の1(各450千円)の補助金に県が100千円上乗せしている。

(2) 監査の結果

補助金交付要綱及び実績報告書を閲覧した結果、特に指摘すべき事項はない。

1.5 地域福祉権利擁護事業費補助金

(1) 概要

福祉サービスの利用者の権利を擁護し、福祉サービスの適切な利用に資することを目的に、県社協が「青森県地域福祉権利擁護事業実施要綱」に基づき行う事業を補助対象とする。

地域福祉権利擁護事業とは、具体的には、利用者との契約に基づき、痴呆や精神障害等により日常生活を営むのに支障があるものに対し、福祉サービスの利用に関する相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続きまたは福祉サービスの利用に要する費用の支払いに関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助をいう。

この補助金は国庫補助事業であり、補助率は国と県が各1/2である。

(2) 監査の結果

① 補助金の申請手続について

補助金申請書類を閲覧した結果、補助金の申請手続に問題はないものと認められた。

② 支出の内容について

平成15年度における支出の内訳は以下のとおり。

人件費支出(注1)	15,555,483円
福利厚生費	73,920円
諸謝金	485,650円
旅費交通費	941,180円
消耗品費	291,036円
印刷製本費	650,653円
通信運搬費	191,775円
会議費	33,256円
手数料	59,400円
食料費	20,000円
賃借料	142,900円
委託費(注1,2)	32,313,434円
負担金支出	22,000円
合計	50,780,687円

(注1)人件費支出と委託費支出で、支出合計の94.2%を占める。なお、本事業の担当職員は常勤4名と臨時職員1名(兼務)である。

(注2)本事業は委託が認められており、県内6地域の社会福祉協議会(青森市、弘前市、八戸市、五所川原市、十和田市、むつ市)(以下「基幹的社協」と称す)が受託している。なお、32,313,434円の内訳は、基幹的社協委託費32,286,000円とその他委託費・保守料金27,434円である。

1) 食糧費について

国の補助金交付要綱である「平成15年度在宅福祉事業費補助金交付要綱」によれば、食糧費は補助対象経費として認められている。一方、県の補助金交付要綱である「平成15年度地域福祉権利擁護事業費補助金交付要綱」別表第3欄によれば、食糧費は補助対象経費とは認められていない。なお、決算書に計上されている食糧費20,000円に加え、会議費の33,256円についても実態は食糧費(セミナー講師の昼食代など)であった。

2) 委託料について

各基幹的社協に対する委託料支出の内訳は以下のとおり。

(単位:円)

青森市	弘前市	八戸市	十和田市	むつ市	五所川原市
5,594,000	4,873,000	4,981,000	5,906,000	4,907,000	6,025,000

委託に際しては、「定期的に業務の実施状況等について委託先から報告を受けるなど、委託先に対する指導監督に遺漏のないよう配慮すること」(平成12年6月7日付社援地第1355号厚生省社会援護局局長通知「地域福祉権利擁護事業の実施について」)が必要となる。具体的な指導監督方法についての定めはないが、県社協では事業実施調査、書類等預かりサービス実施状況調査、基幹的社協からの事業実績報告書の入手を、それぞれ年1回ずつ行っている。

事業実施調査報告書、書類等預かりサービス実施状況調査報告書、事業実績報告書を閲覧した結果、指導監督は適切に行われていると認められた。

③ 事業完了報告について

事業完了報告書を閲覧した結果、事業報告手続に問題はないものと認められた。

④ 事業の収支と実績について

直近3事業年度における、事業の収支は以下のとおり。

	平成13年度	平成14年度	平成15年度
補助金収入	60,354,000円	55,833,000円	49,920,000円
研修参加料収入	275,000円	289,000円	231,000円
全社協受入金収入	0円	700,000円	0円
経理区分間繰入金収入	0円	0円	629,580円
収入合計	60,629,000円	56,822,000円	50,780,687円
支出合計	60,774,622円	56,966,991円	50,780,687円

補助金の削減を受けて、平成15年度は経理区分間繰入金収入で収支均衡している。平成13年度及び14年度は支出超過である。

契約件数の推移は以下のとおり。

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
契約件数	3件	37件	62件	108件	105件

認知度の向上に伴い、契約件数は順調に増えているといえる。平成16年度は9月末時点で40件の成約がある。全国的に見ても、青森県の成約件数は多い部類に属する。参考までに東北6件の成約件数は以下のとおりである。

	青森県	秋田県	岩手県	宮城県	仙台市	山形県	福島県
契約件数	315件	85件	407件	206件	37件	136件	71件

(注)宮城県については仙台市を除く

平成15年度における、その他の事業実績として、契約締結審査会の開催(年4回)、セミナー及び研修会の開催(年3回)、巡回指導(年53回)、広報活動を行っている。

補助金の効果としては、実績があるものと認められる。

1.6 福祉サービス苦情解決事業費補助金

(1) 概要

福祉サービスの利用者の権利を擁護し、福祉サービスの適切な利用に資することを目的とする。

補助対象事業は、平成12年6月7日付社援第1353号厚生省社会・援護局長通知の別紙「運営適正化委員会等の設置要綱」及び平成12年6月7日付社援第1354号厚生省社会・援護局長通知の別紙「運営適正化委員会における福祉サービスに関する苦情解決事業実施要綱」に基づき行う事業である。

運営適正化委員会とは、「都道府県内の区域内において、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者からの苦情を適切に解決するため、都道府県社会福祉協議会に」設置される(社会福祉法83条)。青森県においては、平成12年10月に設置され、平成13年度から本格的に事業を開始した。運営適正化委員会は福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに(社会福祉法84条)苦情の解決を行うこと(社会福祉法85条)を事業とする。

本事業は国庫補助事業であり、補助率は国と県が各1/2である。

(2) 監査の結果

① 補助金の交付手続について

補助金申請書類を閲覧した結果、補助金の申請手続に問題はないものと認められた。

② 支出の内容について

平成15年度における支出の内訳は以下のとおり。

人件費支出(注)	9,604,082円
福利費	45,820円
謝金	589,000円
旅費	685,420円
消耗品費	64,157円
印刷製本費	84,000円
修繕費	7,350円
通信運搬費	409,851円
会議費	31,350円
損害保険料	1,950円
賃借料	102,405円
業務委託費	12,600円
負担金	5,000円
合計	11,642,985円

(注)人件費支出が、支出合計の82%を占める。なお、当該事業の担当職員は常勤2名と臨

時職員 1 名である。

#### 1) 会議費について

会議費の内容を検討した結果、その内容は弁当代(食糧費)であった。国の補助金交付要綱である「平成 15 年度在宅福祉事業費補助金交付要綱」によれば、食糧費は補助対象経費として認められている。一方、県の補助金交付要綱である「平成 15 年度福祉サービス苦情解決事業費補助金交付要綱」別表第 3 欄によれば、食糧費は補助対象経費とは認められていない。

#### ③ 事業完了報告について

事業完了報告書を閲覧した結果、事業報告手続に問題はないものと認められた。

#### ④ 事業の収支と実績について

直近 3 事業年度における、事業の収支は以下のとおり。

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
補助金収入	12,662,000 円	11,915,000 円	11,012,000 円
研修参加料収入	564,000 円	494,000 円	535,000 円
経理区分間繰入金収入	0 円	0 円	95,922 円
収入合計	13,226,000 円	12,409,000 円	11,642,985 円
支出合計	13,226,350 円	12,409,075 円	11,642,985 円

補助金の削減を受けて、平成 15 年度は経理区分間繰入金収入で収支均衡している。

苦情及び相談の受付状況は以下のとおり。

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
相談	212 件	245 件	155 件
苦情	21 件	18 件	23 件

平成 15 年度における、その他の事業実績として、運営適正化委員会の開催(年 1 回)、苦情解決部会及び運営監視部会開催(各年 3 回)、巡回指導、研修会の開催(年 3 回)、事業者における苦情解決体制実施調査、広報活動を行っている。

補助金の効果としては、実績があるものと認められる。

#### 1.7 生活福祉資金貸付事務費事業費補助金

##### (1) 概要

平成 2 年 8 月 14 日厚生省社第 398 号厚生事務次官通知「生活福祉資金の貸付けについて」の別紙「生活福祉資金貸付制度要綱」、同年月日社生第 90 号厚生省社会局長通知「生活福祉資金貸付制度の運営について」の別紙「生活福祉資金運営要領」他に基づいて行う生活福祉資金の貸付け等の事務に要する費用を対象とする補助金である。

平成 15 年度の補助金額は 20,461 千円であった。

なお、生活福祉貸付事業費補助金、離職者支援資金事業費補助金及び離職者支援資金貸付事務費事業費補助金に関しては、平成 15 年度の取扱いはなかった。

##### (2) 監査の結果

補助金交付要綱や実績報告書を閲覧し内容を検討した結果、特に指摘すべき事項はない。なお、生活福祉資金貸付全般に関する意見については、「第 4 外部監査の結果に添えて提出する意見」に記載している。

2. 県社協の青森県からの受託事業について

青森県から県社協に対して支払われた委託料の平成13年度から平成15年度までの推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

委託事業名	始期年度	終期年度	契約方法	随意契約の理由	県受託料収入		
					15年度	14年度	13年度
青森県レクリエーション教室開催事業委託	H11	有	H17	随意 地自法令第167条の2第1項第2号	1,813	2,133	2,370
身体拘束廃止推進事業業務委託	H13	無		随意 地自法令第167条の2第1項第2号	1,382	1,605	1,115
青森県介護支援専門員実務研修事業実施委託	H11	無		随意 地自法令第167条の2第1項第2号	4,379	5,500	5,799
ボランティア・NPO交流事業業務委託	H14	有	H16	随意 地自法令第167条の2第1項第2号	1,947	2,000	-
青森県福祉人材センター運営事業委託	H6	無		随意 地自法令第167条の2第1項第2号	46,421	51,222	55,746
ねむのき会館管理運営事業委託	S48	無		随意 地自法令第167条の2第1項第2号	48,768	48,534	49,290
青森県障害者スポーツ振興事業委託	H15	有	H17	随意 地自法令第167条の2第1項第2号	2,347	-	-
障害者情報リテラシー向上支援事業業務委託	H15	有	H17	随意 地自法令第167条の2第1項第2号	1,877	-	-
県民福祉プラザ管理運営委託	H10	無		随意 地自法令第167条の2第1項第2号	128,133	131,632	134,990
県受託料合計					237,067	242,626	249,310

以下、各委託契約の概要と監査結果を記載する。

2.1 青森県レクリエーション教室開催事業委託

(1) 概要

平成15年4月25日付「青森県レクリエーション教室開催事業委託契約書」に基づくもので、県社協の受託料収入は1,813千円である。支出の大部分は、青森県内15郡市社協が開催する障害者を対象としたレクリエーション教室開催事業の助成金1,800千円（1社協当たり120千円）である。

この事業は、平成11年4月に実施された「社会福祉法人青森県社会福祉協議会及び財団法人青森県手をつなぐ育成会委託に係る青森県『障害者の明るくらし』促進事業実施要綱」に定めるレクリエーション教室開催事業を根拠としている。

(2) 監査の結果

レクリエーション教室を開催した15郡市社協の収支を見ると、1箇所当りの支出額は129千円から1,305千円まで、参加者数も70人規模から970人規模まで、色々であったが、一定の成果を挙げているものと考えられる。

2.2 身体拘束廃止推進事業業務委託

(1) 概要

県社協に身体拘束ゼロ介護推進窓口を設置し、また、身体拘束廃止に関する住民向

けの説明会等を開催することを委託する。委託契約書締結日は平成15年4月30日、委託期間は平成16年3月31日まで、委託料は1,382千円である。

平成15年度の事業内容を質問したところ、相談窓口への電話や来所はごく稀であり、施設への訪問相談がメインとなっているとのことであった。

(2) 監査の結果

県と県社協の契約日は平成15年4月30日であるが、県社協から同事業を担当する非常勤弁護士への委託は15年4月1日からとなっている。本来は、県との委託契約書の期間と対応させるべきではなからうか。

2.3 青森県介護支援専門員実務研修事業実施委託

(1) 概要

青森県介護支援専門員実務研修事業の実施を県社協に委託するもので、平成15年度の委託料は4,379千円であった。契約書締結日は平成15年12月18日である。

平成15年度の研修は、青森会場、八戸会場で、3期に分け各2日の日程（延12日間）にわたって行われた。平成15年度合格者418人中、研修修了者は413人であった。

(2) 監査の結果

特に指摘する事項はない。

2.4 ボランティア・NPO交流事業業務委託

(1) 概要

県内4ヶ所（青森市、五所川原市、十和田市、むつ市）で各1回、ボランティア・NPO交流会を開催し、ボランティア・NPO活動の充実・活性化を側面から支援するとともに、ボランティア活動等を取り組みやすい環境整備を図ることを目的とする事業である。契約書締結日は平成15年7月17日、委託料は1,947千円である。

事業の実施要領では、参加者は各回100名程度（計400名）を見込んでいたが、実績は4回合計で166名であった。

(2) 監査の結果

特に指摘する事項はない。